

全職員必須
第1回

コンプライアンス強化月間
連続セミナー

Vol.30
令和6.7.19

実例から考える！ 失敗発生時対応のポイント

～自分と組織を守るために最初にすべきこと～

講師 リスクアドバイザー **榎本 成一** (当法人顧問)
公認内部監査人・公認不正検査士

日時 **8月8日 (木)**

約30分/回

場所 **1階 ホール**



いずれかに参加ください (開始時間)

水曜会メンバー

午前 **11時**
午後 **4時**

水曜会メンバー以外

午後 **1時 30分**
午後 **2時 15分**
午後 **3時**

※非勤務日等により参加できない場合はeラーニングとなります(後日案内)

主催：コンプライアンス委員会

7月・8月は コンプライアンス強化月間です

令和6年7月1日

コンプライアンス委員会 委員長 大里 浩樹

ハラスメント防止委員会 委員長 中田 康城

自分自身のいつもの行動を振り返り、法人（病院）の職員としてふさわしい倫理観を持つことで、コンプライアンス意識を高めましょう。

－ 目的 －

職員一人ひとりがコンプライアンス意識を持つことで、リスクやトラブルを減らし、法人（病院）の信頼を損なわないようにする。

－ 主な取組み －

（1）各部署での自発的な取組み



コンプライアンスをはじめとする「内部統制」は、それぞれの部局や委員会で自発的に取り組む必要があります。

「目標」や「合言葉」などを決めて積極的な取り組みをしましょう。

（2）委員会の取組み

- ・コンプライアンス研修
- ・コンプライアンス行動自己チェック
- ・ハラスメントアンケート

堺市立病院機構

コンプライアンス 宣言

わたしたち職員は
法人の理念と使命に則り
誠意と誇りをもって職務に専念し
コンプライアンスの正しい理解と遵守を
推進します



コンプライアンス委員会

ハラスメント防止委員会

あなたが責任者です

個人情報

- ・他人に検査結果を**交付(送付)**した
- ・患者情報をトイレに**置き忘れた**
- ・業務に**不必要なカルテ**を閲覧した



- ・患者から**心付け**、
取引先から**金品**を
受け取った



- ・業務上明らかに
必要のない言動で
繰り返し 叱責した



個人情報の漏洩や規則違反は、職員個人が罰せられるだけでなく

法人・病院の信頼を失墜させる行為となります。

法人・病院職員として **責任ある言動・行動** をしてください。

《院内のハラスメント相談窓口：内部統制室》

院内メール 院内情報 Web から、新規作成→アドレス帳
→カスタムグループ→★職員相談はこちら★へ
※相談担当者にのみ送信されます

院外メール soudan@sakai-hospital.jp
電話 内線：3480 外線：072-289-6599

《外部相談窓口：日本産業カウンセラー協会 関西支部》

電話 06-6125-5596

コンプライアンス委員会

ハラスメント防止委員会

個人情報管理委員会

ご意見・問い合わせは
内部統制室 まで

naibutosei@sakai-hospital.jp
内線(3480)

コンプライアンスとは？

「法令遵守」

「社会の要請に応える」

守るべき行動規範

<コンプライアンス・コード>



堺市立病院機構では、コンプライアンス・コード を定め、定期的に自己チェックしています

<理念>

すべての患者さんの権利と人格を尊重し、**安心・安全**で心の通う医療を提供します

職員一人ひとりが法人（病院）職員であることを自覚し、**誠実な行動、言動**をすることで、**市民から信頼される組織**となることです。

<堺市立病院機構の

コンプライアンス・コード>

- ① 差別やハラスメントにつながる言動を行いません
- ② 法令や法人の諸規程等を遵守して誠実に行動します
- ③ 安全で働きやすい職場環境の維持に努めます
- ④ 職務上知り得た秘密を外部に持ち出しません
- ⑤ 患者や利害関係のある取引先から便宜供与等を受けません
- ⑥ 病院の資金の一部が税金等の公的資金であることを認識します
- ⑦ 病院の備品等を紛失又は破損したときは、速やかに報告します
- ⑧ 病院の備品を持ち出すなど、私的に利用しません
- ⑨ 反社会的勢力との関係を持たず、犯罪行為に関与しません
- ⑩ 不正行為等を発見したときは、速やかに所属長又は内部通報窓口へ報告するよう努めます



～法令違反や不正行為に係る通報窓口～

内部

内部統制室 内線 3480

●直通電話 072-289-6599

●メール tsuho@sakai-hospital.jp

外部

弁護士 木村 尚巧（きむら なほよし）

●電話 06-6360-7517

●メール kimura@hk-law.jp

診療記録の改ざんは違法です

カルテは、医療機関だけではなく患者、家族にとっても大事なものであり万一紛争になれば証拠として扱われることにもなる非常に重要なものです。

カルテには「事実」を「正確」に記録することが求められます。

虚偽の記載や改ざん（＝過失ではなく故意）などの行為は、刑事、民事、行政上の責任（電磁的記録不正作出罪、損害賠償請求、医師免許の取消しなど）が問われることがあります！

改ざんで刑事罰を問われたケースの例

- ・「診療記録の高い信用性を逆手にとって」（「責任を免れるため」）
- ・「重要な事実について」
- ・「故意に虚偽」の記載をした場合

また、信頼の失墜→患者の減少、保険医療機関の指定の取消しなど病院・法人全体にも非常に大きな影響を及ぼします。



カルテの改ざんは絶対にしてはいけません！

監修 山崎祥光 弁護士（当法人顧問弁護士）

アンガーマネジメントを
やってみましょう！

カッとなったら...

6秒待とう！



怒りが生まれてから理性が働くまで、
6秒かかると言われています。
衝動的な行動を起こす前に、まずは6秒我慢しましょう。

6秒深呼吸する

6秒心の中
で数える

気持ちを落ち
着けるための
言葉を心の中
で繰り返す

コンプライアンス委員会
ハラスメント防止委員会

コンプライアンス・コードとは

堺市立病院機構の職員として自覚し、
遵守に努めなければならない規範を定めています



1. 人権と多様性の尊重

患者、他の職員、取引先、地域社会一人ひとりの人権及び個性と多様性を尊重し、いかなる差別、偏見またはハラスメントにつながる言動も行いません。

2. 法令・ルールの遵守

法令及び法人諸規程等を遵守するとともに、法人が掲げる基本理念の実現ため、常に高い倫理観を持って誠実に行動します。

3. 安全の推進

高度で良質な医療の安定的かつ継続的な提供のため、安全で働きやすく、心身ともに健全な職場環境の維持及び推進に努めます。

4. 個人情報の取り扱い

職務上知り得た秘密は、定められたルールに従い特に慎重に取り扱い、不注意により外部に漏れることのないよう十分注意を払います。

5. 公平・公正な関係

利害関係のある取引先からの贈答、飲食や遊戯等の供応接待、便宜供与等は絶対に受けません。

6. 透明性の確保

病院運営にかかる資金の一部が市民の税金やその他の支援によるものであることを認識し、公正かつ効率的・効果的な使用に努めます。

7. 法人財産の保護

法人の財産等は、使用責任者の管理監督の下に、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理し、紛失や破損した場合は、速やかに報告します。

8. 公私の峻別

法人での立場と私的な個人としての立場を明確にし、与えられた権限を濫用せず、法人の財産や情報の私的利用はしません。

9. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で対応します。テロ行為や麻薬取引等、その他個人又は組織的犯罪に関与しません。

10. 実践・報告の義務

万一、違法行為等、服務規律に違反を察知した場合には、速やかにその旨を所属長に報告します。

12月はコンプライアンス推進月間です

社会や地域の信頼に応えるため、自らの行動を振り返りましょう。

堺市立病院機構

コンプライアンス 宣言

わたしたち職員は、
法人の理念と使命に則り、
誠意と誇りをもって職務に専念し、
コンプライアンスの正しい理解と、
遵守を推進します。



利益相反自己申告書は 提出しましたか？



自己申告書を提出後、申告内容に変更があった、あらたに申告対象者に該当する（ことになった）場合は、速やかに申告してください。

申告対象者

- ① 法人役員
- ② 職員兼業要綱に基づき**営利企業の兼業**を行っている職員
（キャビネット／800_各部門資料/E032_人事室/労務・サービスの取り扱い）
- ③ **薬事委員会、診療材料委員会、医療機器等整備委員会、医療倫理委員会、治験審査委員会、臨床研究倫理委員会の委員**
- ④ **人を対象とする臨床研究について取り組んでいる職員**
- ⑤ **日本医療研究開発機構（AMED）研究開発事業または厚生労働省科学研究費補助金を申請予定または実施中である職員**
- ⑥ **契約に関する業務**に従事している職員
※契約に関する決裁ライン上の方も申告対象となります

様式：キャビネット／800_各部門資料/A999_内部統制室/利益相反マネジメント)

(様式1)
管理番号 ———— ※印刷にて記入

利益相反自己申告書（概略版）

地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長 殿

申告区分: □ 定期(令和2年度) □ 随時(申告期間:令和 年 月 日～令和 年 月 日)

定期: 毎年4月1日を基準日として、当該基準日の前年度1年間の活動・報酬について記載
随時: 申告日までの過去1年間について記載(定期申告後に申告内容に変更が生じた場合や新たに利益相反が発生した場合、および、年度途中に入職された方)

■下記①～⑥について申告します。
本人およびその家族(生計を同じにする配偶者および一親等の妻(喪・子))について、以下の項目に該当があるかを申告してください。

①～⑥のうち、「はい」の項目がある場合には、様式2「利益相反自己申告書(詳細版)」を添付し、提出してください。

※該当するものにチェックしてください。

No.	確認事項	本人		親族	
		はい	いいえ	はい	いいえ
①	ある企業や団体の役員・顧問等(株式会社の代表取締役・取締役、合資会社の代表者等、代表権を有する者、監事取など)に兼任しており、1つの企業等からの報酬額が年間100万円以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	ある企業や団体の役員・顧問等(株式会社の代表取締役・取締役、合資会社の代表者等、代表権を有する者、監事取など)に兼任しており、1つの企業等からの報酬額が年間100万円以上ある。あるいは、会社株式5%以上、非公開株式1株以上、特定非営利組織1組織以上、または、当該企業への出資がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	ある企業や団体から物産権使用料として支払われた報酬が、1つの物産権使用料につき年間100万円以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	会議の出席(発表、助言など)のための拘束時間や労力に対して支払われた報酬について、1つの企業または団体からの原簿料の年間総額が50万円以上ある(講演料・コンサルテーション料・日当など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	パンフレット・原簿などの執筆に対して支払われた報酬について、1つの企業または団体からの原簿料の年間総額が50万円以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	企業や団体から提供される研究資金(共同研究費、委託研究費、協賛費など)受入総額が、100万円以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	申告者本人または申告者が所属する診療科等に対して、企業や団体から提供される寄附金の受入総額が、100万円以上ある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	企業や団体が提供する寄附講座に所属(構成員または被雇用者)している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

利益相反自己申告に関する
ご質問等は内部統制室へ

内線：3480

～法令違反や不正行為に係る通報や
相談窓口～

- 内部** 内部統制室 内線 3480
●直通電話 072-289-6599
●メール tsuho@sakai-hospital.jp
- 外部** 弁護士 木村 尚巧 (きむら なほよし)
●電話 06-6360-7517
●メール kimura@hk-law.jp

◆12月は コンプライアンス推進月間 です
法人では以下の取り組みを行っています
この機会にコンプライアンスを意識してみましょう

- (1) コンプライアンス研修の開催
- (2) 職場ミーティング等における意識啓発活動
- (3) 倫理および法令遵守（コンプライアンス・コード）の確認
- (4) その他コンプライアンスの推進に関すること



ちょっと待て！ コンプライアンス違反かも？

少しの判断の誤りが**コンプライアンス違反** となります。
職員一人ひとりが **法人(病院)職員** であることを自覚し、
法令遵守に努め、マナーに則った言動・行動をしましょう。



個人情報漏洩 SNSの発信、職務上必要のないカルテ情報を閲覧・
院外に漏洩しないこと

ハラスメント禁止「酔っていて覚えていない」は通用しません！
セクハラ・パワハラ行為は絶対にしないこと

利益相反 利害関係のある業者等からの贈答、飲食等の便宜供与は
絶対に受けないこと、求めないこと

無断転載・複製禁止 著作権を侵害する行為は犯罪です

《職員相談窓口：内部統制室》～あなたの声をしっかり受け止めます～

院内 ●専用メール 新規作成→アドレス帳→カスタムグループ→★職員相談はこちら★へ
相談内容を送信してください ※相談担当者にのみメールが送信されます

●専用電話 072-289-6599

外部 ●第三者機関 日本産業カウンセラー協会関西支部 06-6125-5596



12月はコンプライアンス推進月間です

社会や地域の信頼に応えるため、自らの行動を振り返りましょう。

コンプライアンス委員会

堺市立病院機構

コンプライアンス 宣言

わたしたち職員は、
法人の理念と使命に則り、
誠意と誇りをもって職務に専念し、
コンプライアンスの正しい理解と、
遵守を推進します。

コンプライアンス・コード

私たちは、直接市民に医療を提供するという職務の特性から、日頃の態度や行動が医療従事者として、またみなし公務員としてふさわしいかを意識し、謙虚な心と誠実な対応を心がけ、地域社会の信頼を得られるよう努めます。

1. 人権と多様性の尊重

患者、他の職員、取引先、地域社会一人ひとりの人権及び個性と多様性を尊重し、いかなる差別、偏見またはハラスメントにつながる言動も行いません。

2. 法令・ルールの遵守

法令及び法人諸規程等を遵守するとともに、法人が掲げる基本理念の実現ため、常に高い倫理観を持って誠実に行動します。

3. 安全の推進

高度で良質な医療の安定的かつ継続的な提供のため、安全で働きやすく、かつ、心身ともに健全な職場環境の維持及び推進に努めます。

4. 個人情報の取り扱い

職務上知り得た秘密は、定められたルールに従い、特に慎重に取り扱い、不注意により外部に漏れることのないよう十分注意を払います。

5. 公平・公正な関係

利害関係のある取引先からの贈答、飲食や遊戯等の供応接待、あるいは便宜供与等は絶対に受けません。

6. 透明性の確保

病院運営にかかる資金の一部が市民の税金やその他の支援によるものであることを認識し、公正かつ効率的・効果的な使用に努めます。

7. 法人財産の保護

法人の財産等は、使用責任者の管理監督の下に、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理し、紛失や破損した場合は、速やかに報告します。

8. 公私の峻別

法人での立場と私的な個人としての立場を明確にし、与えられた権限を濫用せず、法人の財産や情報の私的利用はしません。

9. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で対応します。また、テロ行為や麻薬取引等、その他個人のまたは組織的犯罪に関与しません。

10. 実践・報告の義務

万が一、違法行為等、服務規律に違反を察知した場合には、速やかにその旨を所属長に報告します。ただし、所属長に報告することが相当でないと認められるときは、所属長以外の上司または内部通報窓口へ報告します。

法人では、上記のとおりコンプライアンス・コードを定めました。日々コンプライアンス(誠実な行動)を意識して日常業務に取り組みましょう。

◆コンプライアンス推進月間

法人では12月を「コンプライアンス推進月間」と定め、コンプライアンスに重点的に取り組みを行っています。

- (1) コンプライアンス研修の開催
- (2) 職場ミーティング時の意識啓発活動
- (3) 倫理および法令遵守の確認書の提出
- (4) その他コンプライアンスの推進に関すること



年末年始はコンプライアンス違反に注意！

皆さま今年も1年お疲れさまでした 😊 早いもので令和元年も残すところあと半月！忘年会や新年会、帰省等で飲酒の機会が増えるシーズンでもあります。

お酒を飲むと**コンプライアンス違反**のリスクが高まります。

お酒の席でも **SCMCの一員**であることを忘れず、法令遵守はもちろん、社会通念やマナーに沿った行動を心掛けましょう。

- ☹️ 飲酒の強要(アルコールハラスメント)、パワハラ、セクハラなど相手の嫌がる行為は絶対にやめましょう！
- 😱 大声で上司や同僚の噂話や業務内容を話さない！
- 😞 帰省先で親戚や旧友との「ここだけの話・・・」はここだけの話にはならない！
- 😞 飲酒運転は犯罪です！飲酒運転と知りながらお酒を勧めたり、飲酒運転に同乗したら厳罰に処されます。

店員や店の客は患者かその家族かも

「職員のサービス規律について(注意喚起)」R1.12.20付掲示板に留意し、年末年始をゆっくりと楽しくお過ごしください。

Q: 院内メールで、プライベートな忘年会の出欠連絡を行うことにコンプライアンス上、問題はないか？

A: 私用メールが業務に支障をきたす場合には、「職務専念義務違反」になる(判例)おそれもあります。昼休みや定時後の時間を使うなど、業務に支障が出ないように柔軟な対応をしてください。

◆コンプライアンス推進月間

法人では12月を「コンプライアンス推進月間」と定め、コンプライアンスに重点的に取り組みを行っています。

- (1) コンプライアンス研修の開催
- (2) 職場ミーティング時の意識啓発活動
- (3) 倫理および法令遵守の確認書の提出
- (4) その他コンプライアンスの推進に関すること



コンプライアンスQ.U.I.Z

電子カルテ、SNSに関する説明(ア)～(ウ)のうち、正しくない説明の組み合わせはどれですか

- (ア) 電子カルテを導入すれば、情報漏洩のリスクは必ず小さくできる。
(イ) Facebookと違い、ツイッターは匿名登録であるため個人の特定はできない。
(ウ) 仕事に関わること、仕事で知ったことをSNSで書き込む場合は必ず匿名にする。

- ① (ア) と (イ)
- ② (ア) と (ウ)
- ③ (イ) と (ウ)
- ④ (ア)、(イ)、(ウ) すべて

- × 実名、匿名に関わらず、仕事に関わること、仕事で知ったことをSNSに書き込むべきではない
- × SNSでは匿名で投稿しても複数の情報から、所属や氏名が特定されてしまう恐れがある
- × 業務に関係のない者にアクセス権を付与すれば、紙カルテよりも情報漏洩リスクが高くなる場合がある

コンプライアンスとは社会からの信頼を損なわないこと

健康増進法の改正により2019年7月1日から病院敷地内は全面禁煙です
診療報酬の施設基準要件にも「屋内禁煙」や「敷地内禁煙」があります

- ☹️ 熊本県のT病院の病棟で職員の喫煙が常態化し、国が定めた「屋内禁煙」の施設基準を満たしていなかったことが分かった。同病院は、屋内禁煙を加算要件とする診療報酬を年間約2500万円受け取っていたとみられ、不正受給の疑いがある。九州厚生局は「一般的に、施設基準に合わない場合は記録が残る5年分の診療報酬の返還を求める」としている(2019/02/13付 西日本新聞)

◆コンプライアンス推進月間

法人では12月を「コンプライアンス推進月間」と定め、コンプライアンスに重点的に取り組みを行っています。

- (1) コンプライアンス研修の開催
- (2) 職場ミーティング時の意識啓発活動
- (3) 倫理および法令遵守の確認書の提出
- (4) その他コンプライアンスの推進に関すること



コンプライアンス Q U I Z

コンプライアンスには、～を守る（遵守する）という意味があります。もう1つの大切な意味は、次のどれですか。

- ① ～の要請に応える
- ② ～の知識を深める。
- ③ ～の理解を共有する
- ④ ～の課題を解決する

「法規制等」「組織の規則」「社会規範」「理念」の知識だけではコンプライアンスを達成したことにはなりません。

「法規制等」「組織の規則」「社会規範」「理念」の理解を共有しただけではコンプライアンスを達成したことにはなりません。

コンプライアンスは言動のあり方であって、「法規制等」「組織の規則」「社会規範」「理念」の課題を解決するものではありません。

コンプライアンスとは社会からの信頼を損なわないこと

法令や内部規定に違反していなくても、その行動は社会通念上どうですか？

- ☹️ 業務の引継ぎをLINEやメールで連絡している
- ☹️ 院内で撮影した制服姿の写真をSNSにUPする
- ☹️ 自分に処方された薬を家族が服用している
- ☹️ 病院から支給された消耗品や備品を自宅に持ち帰り使用している

まあ、いいんじゃない？
この程度なら大丈夫！
昔からこうだった！

心あたりはないですか？